

# **新潟県道路交通法施行細則の一部改正 (平成26年4月1日施行)**

**新潟県内の一般道路で運転者以外の者を乗せて  
タンテム自転車の走行ができるようになりました。**

## ○ **新潟県内で走れるタンテム自転車**

2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に  
設けられた二輪又は三輪の自転車



(※) 自転車の長さが4メートルを超えるタンテム自転車は、道路を走ることが出来ません。

## ○ **タンテム自転車の特性**

タンテム自転車は次の特性がありますので注意が必要です。

- ① **2人でペダルを漕ぐため、速度が出しやすい。**  
普通の自転車の約1.5倍の重量を2人で漕ぐことになり、速度が出しやすいと言われています。
- ② **2人乗りの構造のため車体が長くなり、小回りがきかない。**  
ホイールベース（前車輪と後車輪の間の距離）が長く、普通自転車と比較して小回りが利きにくいと言われています。
- ③ **その他**  
構造によっては、前後のペダルが連動しているものがあります。その場合、一旦ペダルから足を外すと再び足をペダルに乗せることが困難になる場合があります。

**新 潟 県 警 察**

## ○ 走行する際の注意事項

### ① 歩道は走れません。

タンテム自転車は、その構造上、道路交通法で定める普通自転車に該当しませんので、普通自転車歩道通行可の標識があっても、歩道では走ることが出来ません。

タンテム自転車は、原則、道路の左端に設けられた路側帯（一般の路側帯又は駐停車禁止路側帯）、又は車道の左側を通行することになります。

(※) 普通自転車の場合、道路交通法により歩道通行の例外規定がありますが、タンテム自転車は普通自転車に該当しないため、例外規定が適用されません。

(※) 普通自転車とは、車体の大きさと構造が次の基準を満たす二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないものです。

- 長さ190センチ以内、幅60センチ以内
- 側車を付けていない(補助輪を除く。)
- 運転者以外の乗車装置がない(幼児用座席を除く。)
- ブレーキが走行中に簡単に操作できる位置にある。
- 歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突起物がない。

(※) 普通自転車歩道通行可の標識



(※) 路側帯の種類



〈 路側帯とは？ 〉

歩行者の通行のスペースを確保したり、車道の効用を保つために、歩道のない道路や、歩道のない側の路端寄りに、道路標示によって区画された部分をいいます。

自転車が通行可能な路側帯は、「一般の路側帯」と「駐停車禁止路側帯」です。

### ② ヘルメットを着用するなど安全対策をしましょう。

タンテム自転車は、一般的な普通自転車より速度がでます。ヘルメットを被り、手袋をするなど、安全対策をしっかりと行って下さい。

### ③ 道路を走る前には練習をしましょう。

タンテム自転車は、一般的な普通自転車とは運転感覚が異なります。道路以外の安全な場所で十分に練習したうえで道路を走るようにして下さい。

### ④ 運転者と同乗者のコミュニケーションが重要です。

タンテム自転車を安全に利用するためには、前に乗る運転者と後ろに乗る同乗者の連携(コミュニケーション)がとても重要になります。特に発進時や停止時、右左折時においては、運転者が同乗者に対して、「右折します」、「ブレーキをかけます」といった声かけを行うなど、意思疎通を図るようにして下さい。